

(様式第1号別表その1)

### 助成対象経費明細

設備名称	形式・品番	数量	経費(税込)	経費(税抜)
合計				0

○助成対象経費として計上可能な費目は以下のとおりです。

- ①設備費：助成事業の実施に必要な設備の購入に要する経費
- ②設計費：助成事業の実施に必要な設備に係る設計費やシステム設計費等
- ③工事費：助成事業の実施に不可欠な工事に要する経費

※既存設備の撤去・解体・移設に係る経費を計上することはできません。

※建屋等の建築物・外構等の工事費、事業に関係がない工事費を計上することはできません。

※助成対象経費は税抜金額となります。消費税・地方消費税など公租公課に係る経費を計上することはできません。